

## 蒲郡市家具等転倒防止事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるたんす、書棚その他これらに類する家具（以下「家具等」という。）の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るため、対象者で構成される世帯の希望者に対し、市が予算の範囲内において、委託した業者により固定用具等を家具等に取り付けるものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象となる家具等)

第2条 対象となる家具等は、たんす、食器棚、本棚又はこれらに類する床置型の家具類（テーブル、机、椅子及び電化製品を除く。）で、地震の揺れによる転倒及び移動により災害の発生のおそれのあるものとする。

(対象者等)

第3条 対象者は、市内に居住し、次に掲げる者で構成される世帯に属するものとする。

- (1) 満70歳以上の者（利用しようとする年度内に満70歳に達する者を含む。以下同じ。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者の認定を受けている者（以下「要介護者等」という。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める者

2 対象者の住居が借家又は借間の場合は、固定用具等の取付けに関し賃貸人の承諾が得られていること。

(固定用具等)

第4条 市が取り付ける固定用具等は、家具等を連結するもので、柱、梁、鴨居若しくは壁等に固定するための金具若しくはチェーン若しくはバンド又は家具等の下に挟み込む転倒防止用具（以下「固定用具等」という。）とし、安全に固定できるものとする。

2 固定用具等の取付け作業は、市長が委託した業者（以下「取付け業者」という。）

により予算の範囲内で実施する。

- 3 取り付ける固定用具等は、一の家具等に転倒防止のために必要な金具の総数を1組とし、1世帯につき4組以内とする。

(申請)

第5条 固定用具等の取付け作業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市家具等転倒防止用具取付け申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、固定用具等の取付けを決定し、蒲郡市家具等転倒防止用具取付け決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 取付け業者は、事業完了後遅滞なく、蒲郡市家具等転倒防止用具取付け完了報告書（第3号様式）により、市長に報告するものとする。

- 2 固定用具等の取付け決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、家具等の取付け作業に立会い、取付け状態を確認しなければならない。

(免責)

第8条 本事業により固定された家具等が転倒したこと等により利用者に被害又は損害が生じても、市及び取付け業者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市家具等転倒防止事業実施要綱の規定によ

る第1号様式及び第3号様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。